

会計問題事例にみる日本と中国の 監査制度及びそれぞれの方向性

February 2016



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2016 年 1 月時点で、世界 77 ヶ国に業務を展開し、17,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

昨今、日本において粉飾決算の問題が多くメディアに取り上げられています。そして、これらの粉飾決算事件では、企業及び経営者、並びに会計監査人が責任を問われることとなります。そこでは、会社側は監査人に対して、また監査人側は会社に対して直接当事者が互いに不信感を抱くだけでなく、投資家を中心とする多くの利害関係者を有する証券市場に対する信頼も同時に失われることになります。

とりわけ直近の粉飾決算事例を巡っては、数年前に起きた会計問題を契機に不正リスク対応基準が新設されたにもかかわらず、それが有効には機能しなかったことが明らかとなり、現在金融当局において再び監査規制の議論が開始されようとしています。

今回は、このような日本及び中国における粉飾決算事例を通して、両国における監査制度を展望するとともに、監査制度の将来の方向性を考察します。

とりわけ中国では全ての外商投資企業に監査が義務付けられていることもあり、日中に跨ってビジネスを行っている企業は、これらの国際的な動向及び予測に関して理解しておく必要性があるものといえます。

日本における会計問題事例

(1) 事例 1

日本証券市場の歴史的にみて影響の大きな粉飾決算であり、その影響は日本の株主だけでなく海外の株主に対しても及ぶものといわれた事例。

ここで問題とされたのは主に会計上の見積りまたは判断の問題でした。

従って、収益獲得能力としての企業の本質的価値に大きな影響を与えるものではないともいえ、その結果、会計監査人による監査自体は公認会計士協会及び金融庁による監査レビューを通過していたとされます。しかし、その後、会社内部からの告発により粉飾決算として発覚することにより、これらの判断が覆されるものとなった事例です。

粉飾決算にかかわる責任としては、役員らに損害賠償請求の提訴がなされ、また、会計監査人については、監査法人に公認会計士法に基づく課徴金納付命令及び新規契約受注業務の停止・業務改善命令という行政処分がなされ、さらに担当公認会計士に対して業務停止処分が出されています。

(2) 事例 2

1990年代のバブル崩壊に伴う有価証券投資の失敗などによる巨額の損失を隠すために、海外のファンドに対する損失移し替えや、同社事業と無縁な小規模企業に対する高額買収からの資金流用による穴埋め、実体の乏しい投資助言会社に対する過大報酬支払いなどを行っていた事例。

当初の会計監査人はこのような会社の動きについて疑義を有しており、適正意見の開示を拒否したことから、会社側は監査人を変更し適正意見の開示を継続していたものの、最終的にはやはり会社の内部告発により粉飾決算が表面化することとなったものです。

ここでは、当初の会計監査人は、内容の把握の有無は別として、適正性を疑うことについての十分な認識があり、この意味で監査上の問題はなかったともいえるが、その後の監査人への引継ぎにおいて当該認識が保たれなかったことは否めないものといえるでしょう。

粉飾決算にかかわる責任としては、法人及び経営陣と指南役の投資会社経営陣に刑事罰及び罰金が科されています。また、担当会計監査人である2社の監査法人に対しては、金融庁からの業務改善命令が下されています。

日本における粉飾決算の事例としては、刑事責任、民事責任及び行政処罰という3つの責任が問われることとなります。この中で、とりわけ上場会社においては、近年の株主意識の高まりとも相まって、株主からの直接的損賠償請求が会社役員及び会計監査人に対してなされる傾向にあり、日本においても本格的な訴訟社会が到来しつつあるといえます。

中国における会計問題事例

中国においても、日本と同様に大規模な会計問題が発生しており、以下の様なものが代表例として挙げられます。

(1) 事例 1

2000年当時上場企業であった当該企業は、優良企業として株価が急激に上昇するなど株式神話の典型としてもはやされる一方で、現実には当時の日本円にして120億円もの粉飾決算を行っていることが発覚し、上場廃止となりました。また、経営陣による発覚前の株式売り抜け行為もあり、大きな社会問題となりました。

この事例では、連結財務諸表作成に際して、子会社との関連企業間取引が相殺されず、その売上高及び資産額は過大に計上されており、また、監査手続上債務に対する確認状自体は14通ほど発送されたもののその1通も返還を受けることができず、代替的手続きも実施されていなかったというずさんな会計及び監査の実態が浮かび上がりました。

最終的には、経営陣、会計士事務所ともに刑事責任及び罰金が科されることになりました。

(2) 事例 2

2011年に発覚したこの事例では、製品の実際の市場価格を著しく上回る価格での売上を計上するとともに、棚卸資産及び固定資産についても同様の手法により資産を過大計上することにより、架空の利益を計上していました。

た。当該粉飾を巡っては、2007年から2011年までの間に財務責任者が3回、担当監査会計事務所が3回変更となり、さらに2009年から2010年の間に業績予測を5度も変更したといわれています。

最終的には、経営陣と会計士事務所は行政処罰を受けることとなっています。

(3) 事例3

2012年に発覚した上場ベンチャー企業の粉飾決算の事例です。ここでも、架空の顧客に対する売上を計上するとともに、前払工事代金及び建設仮勘定等の資産を架空計上することにより、つじつま合わせの利益を計上するものでした。

最終的には、経営幹部、上場にかかわるスポンサー証券会社、会計士事務所、弁護士事務所のそれぞれが行政処罰及び罰金刑を科されることとなりましたが、粉飾決算修正の後の業績の回復により、現在においても上場のステイタスを維持したまま企業としては存続しています。

以上のように、中国においては、その上場制度及び監査制度の歴史が浅いこともあり、上場企業粉飾決算事例においては、より原始的な問題が多く発生しているものといえます。他方で、世界を代表する規模をもつ数多くの国有系上場企業を有している状況とも併せて、証券市場監督部門及び監査監督部門が、監査制度の品質向上を必死に進めていることも十分納得できます。

世界的潮流－欧州での監査規制の改正－

これらの監査制度にかかわる問題は日本及び中国に限定されたものではありません。古くから当該制度の歴史を有する欧州においても、その改善を目的として以下のような改正が予定されています。

欧州においては、2008年の米国発金融恐慌によって影響を受けた投資家心理の回復を目的として、EU内の監査規制が改正され、EU内の社会的影響度の高い企業体（PIEもしくはPublic Interest Entities－公開会社、銀行、保険及び投資会社等）の財務報告書のクオリティーの向上を図るために下記の措置が導入されています。

- 監査委員会の役割向上及びガバナンス強化
- 公平かつ透明な監査人選択プロセスの導入
- 強制的な監査法人ローテーション制度及び共同監査制度
監査契約開始から10年経過後、監査契約を入札にかければ単独監査の場合には最長20年間監査業務の継続を許容、また共同監査を受ける場合には最長24年間継続許容
- 監査先への提供禁止サービスリストの設定、及び監査法人における監査先への提供可能サービス報酬割合基準の設定（過去3年に支払われた平均報酬値の70%以下）
- 詳細な監査報告書の作成
- 各国の監査監督者間の協力を目的とした「Committee of the European Authority of Oversight Bodies（CEAOB）」の創設

これらの改正規則と指令により定められた措置は、現在続行中の監査契約に係る監査法人ローテーションルールを除き、2016年半ばより適用が開始されます。

これらの議論は主に監査人の経済的な独立性の確保を担保し、かつ、相互牽制により監査自体の独立性を担保するものであり、これによりいわゆる監査品質の向上を図り、信頼性を向上させることを狙ったものであるといえます。

このような世界的な潮流は日本の監査制度についても影響を与えることが予想されます。日本においても監査報酬の引き上げによる経済的独立性の担保、強制的ローテーション制度の導入、中小監査法人の統合、共同監査制度等の採用が予想されています。

中国監査制度の特殊性

中国における監査制度を考えるにあたっては、以下のような特殊性に注意を要します。

(1) 中国国外上場企業にかかわる秘密保持及び資料管理にかかわる規制

世界の資本市場の中心である米国においては、米国証券市場に上場する企業は米国の基準に従った監査を受けることが求められるとともに、監査にかかわる信頼性を担保するために米国「Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002」に基づき、その監査実施者は所在国の何処にかかわらず米国監査監督機関

(PCAOB) によるレビューを受けることが義務付けられています。しかし、中国においては「国外における証券発行と上場に関連する機密と書類管理業務の強化に関する規定（関与加強在境外発行証券与上市相關保密和档案管理工作規定）」により、会計事務所がその監査にかかわる資料について国外機構へ提供することは認められないものとなっています。

この両国の制度上の矛盾は、400社を超える中国企業が米国に上場している現状や、米国上場中国系企業の会計状況に対して疑問が投げかけられている状況から、経済界においてもその影響が心配されており、米中間での問題となっています。

(2) 中国国外の会計士事務所による中国国内における監査業務実施にかかわる規制

中国においては、中国の法令に従って中国国内の会計士事務所及びその登録会計士（注册会计师）が執行する業務について、中国国外会計士事務所が実施することは認められないものとされています。

従って、国外会計士事務所が中国国内で監査を実施するということは、基本的に中国国外の依頼者（一般的には投資者）からの委託をうけることが前提となります。

さらに、国外会計士事務所が国外の委託者からの委託により、中国国内に設立された企業またはその他の機構について監査業務を実施する場合には、財政管理部門に対して中国国内臨時執行証を申請し批准を得なければならないとされています。この批准を受けずに監査執行を行う場合は法令違反の可能性があります。

これは、近年のコンプライアンス重視と相まって、従来日本企業においてグループ企業監査の一環として実施されていた親会社の監査法人による中国現地法人に対する監査執行は、今後原則として実施できなくなるということを示唆しています。

また他方で、中国における問題が会計上適切に反映されなかったことにより、大きな影響を受けた日本企業もあります。これらのことを併せて考えれば、中国における会計及び監査実施の方針について再検討を求められる企業も少なくはないものと予想されます。

会計及び監査にまつわる今後の国際的展望

以上見てきた通り、多くの国において、企業の会計問題は企業の死活問題に発展する可能性があるだけでなく、金融市場全体の基盤を揺るがしかねないものであるといえます。

これに対して、欧米各国では、資本市場に対する信頼性回復の観点から、会計及び監査にかかわるコンプライアンス制度強化策が打ち出されてきています。

中国に関しては、人民元の国際化、一帯一路政策などとの相乗効果もあり、多国籍企業の中国国内活動及び中国企業による海外活動がますます活発化し、中国経済が世界経済へ与える影響が拡大しています。一方で、その会計及び監査コンプライアンス制度については、世界的潮流とは異なる特殊な要素が存在しているものといえます。

日本においては、まさにこれから監査制度の見直しが始まろうとしています。これら会計及び監査にまつわる今後の国際的な動向について注意深く見守っていくことは、国際的ビジネスを展開する企業にとって、最も基礎的な重要事項の1つといえるでしょう。

以上

この記事はみずほ銀行のMIZUHO CHINA MONTHLY2016年2月号からの転載記事となります。
(<http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/index.html>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

佐藤 尚吾 Sato Shogo

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. shogo.sato@mazars.cn

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn